

論文審査の結果の要旨

氏名 市原 純

本論文は、地方自治体の環境政策の形成のメカニズム（政策過程）を計量政治学の手法によって明らかにしようとしたものである。先行研究においては、地方自治体の環境政策を推進するファクターとして、住民運動の影響、環境被害の程度（汚染度）、革新自治体などさまざまなファクターが指摘されてきたが、本論文は、直接政策決定に関与する知事の政治行動を規定する政治的要因を計量的に分析するとともに、計量分析の結果を事例研究によって補強することをめざしている。論文は、全8章で構成されている。

以下、論文の概要について要約する。

第1章「はじめに」において、研究の目的、対象、分析方法が述べられている。本研究の目的は、日本の地方自治体の環境政策を対象として、その政策決定における中心的なアクターである知事の政治行動に影響を与える要因を解明することである。「政策過程」とは、「自治体が政策課題を認識し、政策を検討、導入する過程」である。

第2章「分析枠組：環境政策と知事の政治行動」では、要因分析の枠組みと計量分析の方法が論じられる。知事の政治行動に影響を与える要因として、知事の選挙における競争力（接戦度）と環境政策の重要性（争点度）がまず取り上げられる。いずれもアメリカ政治学において開発された理論であるが、本論文は、競争力の理論と争点度の理論とを統合し、双方の要因をともに検証することをめざす。これに加えて、わが国の環境研究やその他の領域における政策過程研究で指摘されてきた知事の党派性と地方議会の党派的構成のファクターを分析対象とする。計量分析の方法として、生存時間分析の手法（3章から5章）と重回帰分析（6章）の手法が採用される。

第3章「公害防止協定の締結過程（1960-70年代）」は、60年代半ばから70年代初めまでの企業と自治体の間で締結された公害防止協定を分析し、接戦度と知事の党派性がいずれも有意であることが確認されている。第4章「環境アセスメント政策の政策過程（1970-80年代）」は、1976年から1997年までの都道府県における環境アセスメント政策の導入（条例、要綱の制定）が扱われ、76年から86年の前半期には知事の党派性が有意であるが、87年から97年の後半期には有意でないことが確認される。第5章「ダイオキシン類規制条例の政策過程（1990年代以降）」は、1997年から2003年までの期間におけるダイオキシン類を規制する都道府県の条例を対象とし、「接戦度と争点度との交互作用項」が有意であるが、知事の党派性は有意でないことが確認される。第6章「環境関連予算・人員数の決定要因分析」は、1977年から1997年までの全都道府県の環境関連予算・人員数を分析し、地方議会における非自民議員比率が影響を及ぼしていることが確認される。

第7章「事例研究」は、埼玉県的事例（ダイオキシン類規制）と東京都的事例（ディーゼル車規制）を取り上げる。埼玉県的事例は、選挙における競争力が高く、政権基盤が安定している知事のもとで、住民運動による争点化が高まったために環境政策が推進された事例であり、東京都的事例は、接戦度の高い選挙で当選した保守系の知事が積極的に環境政策を推進した事例である。これは、接戦度と争

点度が高い場合に政策導入が促進されるという計量分析によって得られた結果と整合的であり、また知事の党派性が90年代以降は有意でないという計量分析の結果と一致している。

第8章「結論」では、以上の分析のまとめと政策的含意が述べられる。分析の結果、以下の点が明らかになった。(1) 環境政策の政策過程には選挙における競争力と争点度が影響する。(2) 知事の党派性が環境政策の導入に影響するという仮説は、80年代半ばまでは確認することができるが、80年代後半以降または90年代以降は確認されない。(3) 地方議会は、新たな政策の導入については強い影響力をもたないが、予算・人員に関しては影響を与えうる。以上の分析の結果は、自治体の環境政策について選挙を通じた民主主義が機能していることを示している。発展途上国の環境政策については、国内における民主主義を確立し、住民運動や環境NGOの活動の自由やメディアの言論の自由を保障することが必要である。最後にデータの制約など今後の研究の課題を挙げて、論文は結ばれている。

以下、論文の評価について述べる。

第1に、本論文は、環境政策の形成における政治過程の果たす役割を計量分析の手法を用いて実証的に明らかにしたものであり、環境研究の分野においては先行研究がほとんどないオリジナルな研究であると評価することができる。

第2に、論文は、アメリカ政治学における最新の研究に依拠して、選挙における接戦度と争点度とを統合するという独自の理論的な枠組みを構築することによって、計量分析の新たな視点を生み出しており、分析方法においても独創性を有するものと認められる。

第3に、環境政策の導入に関する政治学的な分析を行なうことによって、これまでの環境研究におけるいくつかの成果を検証するとともに、革新系知事の役割は80年代後半までは実証しうるが、それ以降は実証されないなどいくつかの新たな発見を行なっている。

他方、論文には、アメリカ政治学の理論の整理についてなお精練の必要があることなどの問題点が存在しないわけではない。しかしながら、これも論文全体の意義を損なうものではない。

論文は、環境政策の形成過程について、独創的な理論的枠組みに基づいて分析することによって新たな知見をもたらしたものであり、環境研究に新たな学術的貢献をなすとともに、国際協力学にとっても有意義な貢献をなすものと評価することができる。

したがって、本論文は、博士(国際協力学)の学位を授与するに値する論文であると認めることができる。